

秘密保全法制に反対する総会決議

平成23年8月8日、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」は、秘密保全法制を早急に整備すべきである旨の「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」を公表した。その上で、政府における情報保全に関する検討委員会は、同年10月7日、平成24年度通常国会への提出に向けて法案化作業を進めることを決定した。

しかし、報告書が整備を求める秘密保全法制は、以下に述べるように、国民主権原理から要請される知る権利を侵害するなど、憲法上の諸原理と正面から衝突するものであり、国民の間で議論が十分になされていない状況下で立法化を早急に進めることは、民主主義国家の政府の態度として極めて問題である。

- 1 そもそも、当該秘密保全法制検討のきっかけとなったものは、平成22年の尖閣諸島沖中国船追突映像流出であり、これが国家秘密の流出であるなどと説明されている。しかし、むしろこの事件は国民に公開すべき映像を公開しなかった政府の対応に問題があった事案であって、国家秘密が流出したというべき事案ではなく、一般的秘密保全法制を必要とする理由を欠いている。

仮に国家秘密とされるべきものがあるとしても、秘密保全のために新たな法制を設ける必要性はなく、国家公務員法等の現行法制でも十分に対応できるものであり、立法を必要とする理由を欠くと言わざるを得ない。

- 2 また、秘密保全法制は、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の3分野の情報のうち「国の存立にとって重要な情報」について、「特別秘密」な

る概念を創設するという。

しかし、具体的にその対象範囲は曖昧で極めて広範に及ぶこととなり、そのような曖昧かつ広範な「特別秘密」の概念をもとに罰則等を課すことにより、国民の知る権利等が侵害される可能性は顕著であるし、処罰範囲を不明確かつ広範にするため、罪刑法定主義等の刑事法上の基本原理と矛盾抵触するおそれがある。

しかも、この特別秘密についての指定の権限は、特別秘密の作成・取得の主体である各行政機関等に付与するとされており、第三者による監視が予定されていない。とすれば、各行政機関に不利益な情報が特別秘密の名目で秘匿されることになりかねない。これでは、本来国民が知るべき情報が国民の目から隠されてしまう懸念が極めて大きい。

たとえば、国民の関心が高い原子力発電所の安全性の問題や放射線被ばくの実態、防衛問題、TPP等の外交問題など、本来国民が知るべき情報が、特別秘密とされ、特別秘密の名の下で国民の目から隠される危険性が大きい。

- 3 加えて、本秘密保全法制は、禁止行為として、漏洩行為の独立教唆、扇動行為、共謀行為や、「特定取得行為」と称する秘密探知行為についても独立教唆、扇動行為、共謀行為を処罰しようとしているため、単純な取材行為すら処罰対象となりかねない。また、禁止行為の定義が曖昧かつ広範であるため、この点からも罪刑法定主義等の刑事法上の基本原理と矛盾する。

現実の場面を考えても、取材及び報道に対する萎縮効果が極めて大きく、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、一定の場合の民間事業者・大学に対して取材しようとするジャーナリストの取材の自由・報道の自由が侵害されることとなる。

- 4 また、秘密保全法制においては、特別秘密を取り扱う人的管理について適性評

価制度を導入するとしており、特別秘密を取り扱う者については、住所歴、学歴、職歴はもちろんのこと、海外への渡航歴、犯罪歴、懲戒処分歴、薬物・アルコールの影響、精神的な問題に関する通院歴など、思想・信条や出身などのプライバシーの核心に深くかかわる事項までも調査し、管理し、チェックするとしており、甚だしいプライバシーの侵害となっている。

しかも、秘密保全法制は、特別秘密を取扱う者のほか、家族や親戚、恋人や友人など、本人の身近にあつて、本人の行動に影響を与えうる者も対象とすることを想定しており、プライバシー侵害の範囲・度合いはさらに大きい。そのため、集められた個人情報が入り込んで漏洩した場合には、その被害は計り知れないものがある。

- 5 本秘密保全法制に関わり起訴された者の裁判手続は、憲法に定められた基本的人権である公開の法廷で裁判を受ける権利や弁護を受ける権利を侵害するおそれがある。なぜなら、国家秘密を漏洩した等の理由で起訴された場合、その国家秘密が公開の法廷で公開されれば、それはたちどころに秘密ではなくなり、国家秘密が非公開のまま裁判が進行すれば、公開原則に違反し、裁判を受ける権利を侵害するからである。

各方面からの批判を考慮してか、政府は、平成24年度国会への提出は見送ったが、最終的に提出を断念しているわけではない模様である。

最近、政府は情報公開請求を受けて、ようやく秘密保全法制の立法作業に関する情報の一部の開示に応じたが、ほぼ全ての内容が黒塗りとされており、市民や報道機関が、具体的条文案の詳細をつぶさに検証することはできない。しかし、少なくとも内閣法制局に対して平成24年3月26日時点で22回資料が持ち込

まれ、審査が行われていることが明らかとなっている。このような具体的な立法作業の進捗状況からすれば、いつでも国会への法案提出が可能な状態になっていることが推測される。このような状況下、平成24年11月16日衆議院が解散され、第46回衆議院議員総選挙後の特別国会の開催を経て平成25年1月には通常国会が開催される見込みである。

このような重大な問題点があるにもかかわらず、殆どの市民は秘密保全法制が制定されつつある事実さえも知らず、この問題が広く市民一般に浸透していることは全くない。

当会は、国民主権をはじめとする日本国憲法の諸原理に照らし重大な問題を孕む秘密保全法の制定に反対であり、本年4月9日秘密保全法制に反対する会長声明を発出したほか、本年9月6日には街頭宣伝活動を行い、市民への啓発活動を行った。

当会は、あらためて、国民の権利・自由を著しく制限する秘密保全法制の法案化作業そのものが国民に全く秘密裏に進められていることに強く抗議の意思を示すとともに、政府に対し、今後とも、絶対に法案を国会へ提出しないよう強く要求するものである。

上記のとおり決議する。

2012（平成24）年12月18日

宮崎県弁護士会